

公益社団法人福知山市文化協会
渉外費支払要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人福知山市文化協会を代表して出席する各種式典及び祝賀会、互礼会等（以下「祝賀会等」という。）に関する渉外費の支払の基準を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この要綱は、会食を含む祝賀会等に関する渉外費に適用する。

（支払基準）

第3条 渉外費の支払金額は、祝賀会等の会費またはお祝金の4分の3以内とし、千円単位とする。

（決裁）

第4条 支払にかかる決裁は、公益社団法人福知山市文化協会事務処理要綱に基づいて行うものとする。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、支払に関して必要な事項は、他の規則要綱に基づくものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。